

札幌市認知症疾患医療センター運営事業に係る指定申請者の募集について
(令和7年度指定分)

(事業の目的)

- 1 本事業は、札幌市（以下「本市」という。）が医療機関を認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）として指定し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と合併症の急性期治療、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者や地域住民に対する研修等を実施し、顔の見える関係を構築することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的に実施するものである。

(センター指定に係る募集)

- 2 事業の実施に当たり、新たに設置するセンターへの指定を申請する医療機関を募集する。

(事業内容)

- 3 センターが実施する事業内容については、別添「札幌市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第11条に掲げる以下の業務とする。
 - (1) 専門的医療機能
 - (2) 地域連携拠点機能
 - (3) 診断後等支援機能
 - (4) 事業の着実な実施に向けた取組の推進

(申請対象者)

- 4 次の要件を全て満たす医療機関とする。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
 - (3) 申請受付日において、直近1年間の市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (4) 申請受付日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年制定）に基づく参加停止を受けていないこと。
 - (5) 役員の中に契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
 - (6) 申請受付日において、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている法人でないこと。
 - (7) 申請書類受付日において、不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
 - (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設

工事その他の事務又は事業の執行により暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。

(9) 役員等が、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められる者が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(10) 上記(9)のアからオに掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき、役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意すること。

（指定の類型）

5 本件募集において指定するセンターの類型は次のとおりとする。

「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成26年7月9日付け老発0709第3号厚生労働省老健局通知）別添2 3. 設置基準に掲げる類型のうち、本市市域を所管する「地域型」のセンターとする。

（指定期間）

6 指定期間については、実施要綱第5条に規定のとおりとする。

（申請方法）

7 センターの指定に係る申請方法は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 札幌市認知症疾患医療センター指定に係る意向申出書（令和7年度指定分）（別紙様式1）

イ 札幌市認知症疾患医療センター指定申請書（様式1）

ウ 札幌市認知症疾患医療センター指定申請書（様式1）に係る添付書類

(ア) 指定申請医療機関設置法人の概要及び運営方針等

(イ) 指定申請医療機関の概要

(ウ) 指定申請医療機関の運営体制

(エ) 札幌市認知症疾患医療センター運営事業に係る連携体制承諾書（※必要な場合のみ）

(オ) 院内におけるセンター設置図

エ 納税証明書（市税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書）

※ 提出書類のうち、「ア 札幌市認知症疾患医療センター指定に係る意向申出書（令和7年度指定分）」については、令和7年2月28日（金）を提出期限とする。

なお、当該意向申出書の提出がなされていない者からの、令和7年度の指定申請は原則受け付けない。

(2) 提出部数

9部（正本1部 副本8部）

- ・ 正本と副本が識別できるように提出すること
- ・ 提出期限後の指定申請書等の差し替えは認めない（本市が補正等を求める場合を除く）

(3) 提出先

下記10の担当課まで

(4) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送すること。

【持参の場合】午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】郵送で提出した旨を担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(5) 申請書作成に関する質問受付申請書作成に関して疑義が生じた場合には、担当課まで、質問書（別紙様式2）によりFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。

（審査）

8 申請に当たり提出された書類により、札幌市認知症疾患医療センター指定申請書により申請したもの（以下「申請者」という。）が上記4の要件を満たしているかについて担当課で確認をする。

上記4の要件を満たしていることが確認できた申請者について、以下の方法により審査を実施し、指定候補者として決定する。

(1) 審査方法

ア 要件を満たしていることが確認できた申請者について、提出された書類の内容により、実施要綱第10条に定める指定基準を満たしているかどうかについて審査し、指定候補者として決定する。

イ 審査については、「札幌市認知症疾患医療センター審査委員会設置要綱」に基づき設置する委員会において行う。

ウ 審査にあたり、上記7（1）の提出書類に加え、参考資料等の追加提出を求める場合がある。

エ 提出書類の内容についてのプレゼンテーションやヒアリングは実施しないが、審査を行う上で確認事項が生じた場合は、申請者に確認する場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査の結果に関わらず、申請者に通知する。

（留意事項）

9 本件に係る留意事項は次のとおり。

(1) センター運営に係る費用について

センターの指定を受けた医療機関について、本市が定める「札幌市認知症疾患医療センター運営事業補助金要綱」に基づき、センターを運営するための補助金の交付について申請することができる。

(2) センター運営に係る補助金については本市の予算の範囲内で補助することから、予算上限に達した場合は指定申請の受付を終了する場合がある。

(3) 補助基準額については現時点でのものであり、翌年度以降については変更となる場合がある。

(4) 申請に当たり提出された書類は、選定及び審査の結果に関わらず返却しない。

(5) 申請に当たり提出された書類は、札幌市情報公開条例（昭和 63 年条例第 50 号）により情報公開の対象となる場合がある。

（担当課）

10 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階
札幌市保健福祉局 介護保険課 認知症支援担当係 担当：宮本、坂本
電話番号 011-211-2547 F A X 011-218-5117
E-mail ninchishoshien@city.sapporo.jp